

Ⅱ 第 110 号議案 市道路線廃止の件

第 110 号議案

市道路線廃止の件

次のとおり市道路線を廃止する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考	
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
山 田 里 375号線	神戸市北区山田 町東下字コヤケ 谷15番地先	神戸市北区山田 町東下字コヤケ 谷9番4地先	247.90	1.00
山 田 里 376号線	神戸市北区山田 町東下字コヤケ 谷5番地先	神戸市北区山田 町東下字コヤケ 谷24番地先	180.20	最大 3.90 最小 1.00
山 田 里 377号線	神戸市北区山田 町坂本字氷谷481 番地先	神戸市北区山田 町東下字コヤケ 谷14番地先	179.80	最大 2.20 最小 1.00
山 田 里 378号線	神戸市北区山田 町東下字小氷谷 9番4地先	神戸市北区山田 町東下字上宿31 番1地先	306.10	1.00
山 田 里 379号線	神戸市北区山田 町東下字中宿下 18番1地先	神戸市北区山田 町東下字中宿奥 2番地先	198.70	1.00
山 田 里 456号線	神戸市北区山田 町東下字小氷谷 1番地先	神戸市北区山田 町東下字小氷谷 6番地先	580.30	最大 4.00 最小 1.00
山 田 里 1008 号 線	神戸市北区山田 町東下字小氷谷 6番地先	神戸市北区山田 町東下字小氷谷 10番1地先	202.40	1.00

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

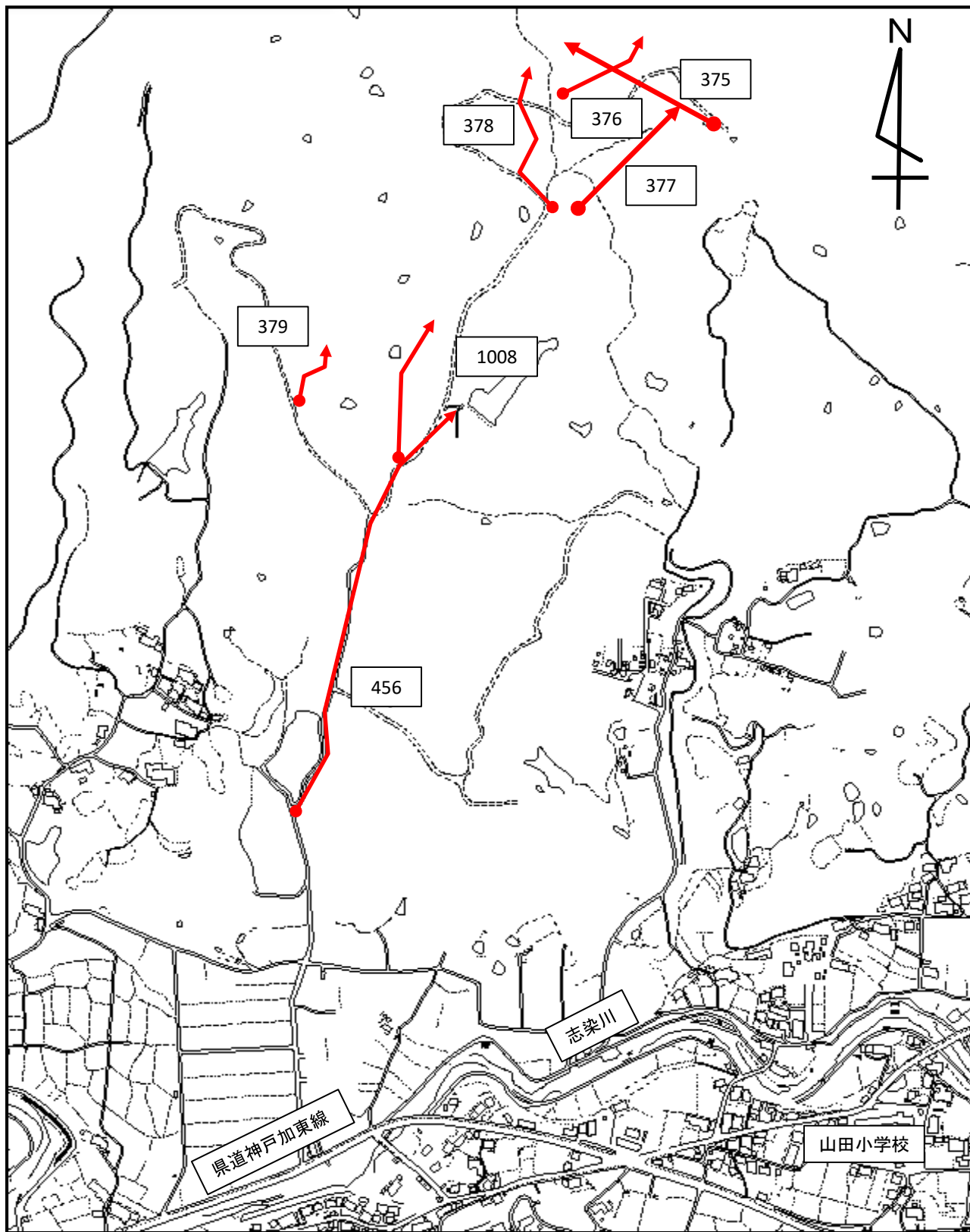
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図



凡例



今回廃止道路

(山田里375～379, 456, 1008号線)